

許 可 証

住 所 千葉県習志野市東習志野六丁目16番26号
氏 名 有限会社橋本
代表取締役 橋 本 豊 様

八千代市長 服 部 友 則



令和5年3月2日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	千葉県習志野市東習志野六丁目16番26号 有限会社橋本
取扱い廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
収集運搬又は処分の別	収集・運搬
許 可 番 号	第 26 号
許 可 期 間	令和5年4月 1日 から 令和7年3月31日 まで
許 可 区 域	八千代市全域
条 件	1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」, 「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」その他関係法令等を遵守すること。 2 市及び関係機関の指導に従うこと。 3 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条に規定する搬入手数料については, 遅滞なく納入すること。

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。